

件名	「実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則第19の17」に基づき原子力規制委員会へ報告する事項（1号機燃料集合体燃料棒同士の接触）
通報日	平成25年3月19日
概要	<p>当社は原子力規制委員会指示文書に基づきウォータ・ロッド曲がりの調査を行っているが、本日（3月19日）、1号機においてウォータ・ロッドが曲がったことにより、隣接する燃料棒同士が接触している燃料集合体1体を確認した。</p> <p>5号機と同様、燃料集合体そのものの形状が維持されていないものと考えられることから、実用炉規則19条17第三号に基づく報告事象に該当するものと判断し、当該規則に基づき報告することとした。</p> <p>引き続き、調査を続けていく。</p>